質　問　書

※　この MS-WORD 文書のまま送付お願いいたします。（PDF 等のフォーマットへ変換しないでください）

2023 年 6 月 19 日

「（業務名称）アフリカ地域 IFNA における ICSA 展開促進のための情報収集・確認調査(QCBS)
（公示日：2023 年 5 月 31 日／調達管理番号：23a00106）について、質問と回答は以下の通りです。
赤字番号は第2弾質問分です。

通番	当該頁項目	質問	回答
1	10 頁 調査実施の留意事項（1）	NFA アプリ活用促進調査の実施時期はいつごろとなりますでしょうか。同調査で開発する NFA アプリの現場試行を本件業務で行うことが予定されていることから、NFA アプリが試行段階に入れる時期が想定されていましたらご教示ください。	NFA アプリの試行版を用いた調査は 2024 年度（2024 年 4 月）以降の開始を想定しています。詳細なスケジュールについては本業務の契約後、アプリ開発の進捗を踏まえながら発注者・受注者間で精査したいと考えています。
2	11 頁 （5）IFNA 事務局との密な連携	IFNA 事務局が実施する関連活動との相互補完性、とありますが、IFNA 事務局の関連活動に関する資料につき、配布資料以外で提供いただけるものはありますでしょうか。	5 月 18 日開催の年次会合（SC）資料一式について、参考資料として配布します。
3	13 頁 （2）パイロット事業（研修員 FU 型）の実施	研修員 FU 型のパイロット実施に関し、日本人専門家の当該国への渡航は想定されていないという理解でよいでしょうか。	日本人専門家の当該国への渡航を想定しています。
4	14 頁 （2）パイロット事業（研修員 FU 型）の実施	研修員 FU 型のパイロット実施では、1 件当たり定額 100 万円の計上とありますが、この実施経費は、第 3 章4（4）では雑費計上となっておりますが、この経費の支出管理はどのように行うことが想定されていますでしょうか。例えば、在外事務所に協力いただくなど。あるいは、この経費の支出管理も提案事項となるでしょうか。	本経費の支出管理も提案事項となります。対象国が未定であり、対象国事務所による支援については、現時点では未定です。

通番	当該頁項目	質問	回答
5	22 頁 （6）旅費（航空賃）について	航空賃は、本見積に含まれると理解しますが、パイロット事業実施国が決まっておらず、見積もり計上が困難と考えられます。また、応札者が、候補国から旅費が安価な 3 か国を恣意的に選定することにより見積もり計上し、契約後、実施国が決定された段階での航空賃上積みによる契約変更の可能性も出てくるのではないかと思われます。この場合、契約変更を想定した見積という事が前提となるようで、公正な競争が担保されているのか疑念があります。あるいはそのような契約変更は想定されていない場合、実施国決定で航空賃が増加した場合は、受注者が一方的に不利益を被ることになります。 このようなことから、旅費（航空賃）は、別見積もりとすべきではないでしょうか（その場合、上限額も変更となるでしょうか）。あるいは、見積もる渡航経路を 4 ヵ国示すのではなく、3 か国のみ示していただく方法もあるかと思いますがいかがでしょうか。	パイロット活動の４か国（チャド、ナイジェリア、ガーナ、モザンビーク）から、チャドを除いた3カ国で提案して頂くこととします。但し、契約締結後に調査していく中でチャドに変更する可能性もあります。（上限額の変更はありません）。その際には、変更契約をする予定です。
6	見積もりについて	パイロット対象国がどの国になるかで、下記のように、種々の条件が変わります。見積もりの条件を揃えるために、想定国と国内での対象地域を 3 か国として指定いただくなど、見積条件について、明確にしていただけないでしょうか。 ・紛争影響国：報酬単価：チャド ・災害補償保険（戦争特約）対象国：危険レベル３以上：チャド（全土）、モザンビークとナイジェリア（一部地域） ・特別宿泊料単価：ナイジェリア（連邦首都区とラゴス州のみ）	パイロット活動の４か国（チャド、ナイジェリア、ガーナ、モザンビーク）から、チャドを除いた3カ国で提案して頂くこととします。但し、契約締結後に調査していく中でチャドに変更する可能性もあります。（上限額の変更はありません）。その際には、変更契約をする予定です。

通番	当該頁項目	質問	回答
7	p.11 第 4 条　調査実施の留意事項（5）	「IFNA 実施ハンドブック」を共有していただくことは可能でしょうか。	配布いたします。 配布を希望する方は、企画競争説明書第１章の６．で指定した方法でご依頼ください。
8	P.12 第 5 条　1.（1） パイロット事業（ICSA 展開型）の実施	NFA アプリを共有していただくことは可能でしょうか。	以下サイトにて公開しています。 what is nfa tool? - YouTube
9	P.12 第 5 条　1.（1） パイロット事業（ICSA 展開型）の実施	連携が想定される「NFA アプリ活用促進調査」の実施時期および調査対象地域が決まっていればご教示ください。	NFA アプリの試行版を用いた調査は 2024 年度（2024 年 4 月）以降の開始を想定しています。調査対象地域としては、ICSA 展開型パイロットプロジェクトサイトを想定しています。詳細なスケジュールについては本業務の契約後、アプリ開発の進捗を踏まえながら発注者・受注者間で精査したいと考えています。
10	p.14 第 5 条　2.（4） IFNA 関連事業レビュー	レビュー対象となる IFNA 関連事業とは、栄養改善に関連するもの全般でしょうか、それとも ICSA に基づくものなどの定義があるでしょうか。	IFNA 関連事業とは、栄養改善に関連するもの全般を予定しています。
11	P.14-15 「（4）IFNA 関連 JICA 事業レビュー（国内業務のみ）」の「 JICA 及び IFNA 事務局に対する提言の作成」について	「IFNA 関連 JICA 事業実績の取りまとめと 6 項目評価対象事業の抽出」には 6 項目評価対象事業を抽出するとの記載がありますが、「 JICA 及び IFNA 事務局に対する提言の作成」には、6 項目評価の記載がありません。 「 JICA 及び IFNA 事務局に対する提言の作成」には、6 項目評価を含みますでしょうか。	個々の事業について6項目評価を実施の上、それらを踏まえて、今後の提言を導き出して頂くことを想定していますので、提言の中で、栄養事業総括としての6項目評価は想定しておりません。但し、介入アプローチの有効性や事業から得られたエビデンスによる検証結果の整理、他国への展開可能性、カウンターパートによる活動の

通番	当該頁項目	質問	回答
			持続性、農家レベルでの研修効果の持続性は、栄養分野のみならず、JICA の農業分野の事業で共通して重視する視点となります。形式として6項目評価を用いる必要はありませんが、上記は念頭に置いて頂けると幸いです。
12	P.14-15 「(4)IFNA 関連 JICA 事業レビュー(国内業務のみ)」の 2 つの活動(「IFNA 関連 JICA 事業実績の取りまとめと 6 項目評価対象事業の抽出」と「 JICA 及び IFNA 事務局に対する提言の作成」)について	それぞれ対象とする案件数はどの程度を想定していますでしょうか。	抽出する条件によって変動することになりますが、50～100 案件程度を想定しています。
13	13 頁 (2)パイロット事業(研修員 FU 型)の実施	第 1 回質問で、「研修員 FU 型のパイロット実施に関し、日本人専門家の当該国への渡航は想定されていないという理解でよいでしょうか。」 という質問に対し、 「日本人専門家の当該国へ渡航を想定しています。」 との回答を頂きました。 この場合、対象国も未定(旅費見積は困難)であり、最大 4 ヵ国への渡航が新たに追加されることとなりますので、「研修員 FU 型のパイロット事業実施に係る日本人専門家の当該国への旅費および MM は、対象国が決まり次第、契約変更で決定する」ということにしていただけますでしょうか。	研修員 FU 型のパイロット事業実施に係る日本人専門家の当該国への旅費については、想定渡航回数(全 9 回)のうち、8回の渡航での横移動による渡航を想定しており、同横移動に係る旅費及び人月についても、上限額に含まれています。 ご指摘のとおり、対象国は未定ですが、ウガンダ、ザンビア、ルワンダ、マラウイの 4 か国として積算していただくことと致します。この4か国から変更する場合は、契約変更で対応します。

以　上